

# 長期療養特例の実施状況について (平成30年度)

厚生労働省健康局健康課予防接種室

# 長期療養特例の概要

## ○ 制度の概要

免疫機能の異常など、長期にわたり療養を必要とする疾患等により、接種対象年齢の間に定期接種を受けられなかった者が、当該事由が消滅してから2年以内に接種をすれば、定期接種として接種を受けることができるよう、予防接種法施行令に特例措置が設けられている。

## ○ 特例措置が適用される要件(予防接種法施行令第1条の3第2項)

1. 接種の対象年齢の間に、
2. 疾患による予防接種不适当要因が生じ、接種期間が十分に確保できず、特別な事情により予防接種を受けることができなかったと認められる場合であって、
3. 当該特別の事情が解消された後、2年以内（高齢者の肺炎球菌感染症については1年）に接種した場合は、定期の予防接種として取り扱う（ただし、薬事承認で対象が限定されているものや医学的に限定が必要なものについては、個別に接種年齢の上限を設定）。

## ○ 特別の事情(予防接種法施行規則第2条の5)

1. 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと
  - ①重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
  - ②白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
  - ③①又は②の疾病に準ずると認められるもの
2. 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）
3. 医学的知見に基づき1又は2に準ずると認められるもの

# 長期療養特例の実施状況について

平成30年4月から平成31年3月末までに厚生労働省へ報告があった長期療養特例の実施状況（1,873件）について取りまとめた結果は以下のとおり。

疾病分類別報告数

分類	件数
悪性新生物	323
血液・免疫疾患	134
神経・筋疾患	242
慢性消化器疾患	91
慢性腎疾患	89
慢性呼吸器疾患	169
慢性心疾患	319
内分泌疾患	7
膠原病	272
先天性代謝異常	7
アレルギー疾患	48
先天異常	106
その他	66
計	1,873

ワクチン種類別報告数

分類	件数
DPT-IPV	44
DT	32
DPT	46
IPV	73
MR	544
日本脳炎	89
BCG	333
Hib	72
小児用肺炎球菌	50
水痘	323
B型肝炎	622
高齢者肺炎球菌	61

※複数接種については重複して計上

# (参考) 過去の長期療養特例の実施状況について

平成25年度から平成29年度までに厚生労働省へ報告があった長期療養特例の実施状況は以下のとおり。

＜疾病分類別報告数＞

分類	H25	H26	H27	H28	H29	H30
悪性新生物	127	158	154	220	278	323
血液・免疫疾患	42	77	92	76	106	134
神経・筋疾患	89	152	190	170	229	242
慢性消化器疾患	42	55	70	63	69	91
慢性腎疾患	40	58	47	66	86	89
慢性呼吸器疾患	48	107	85	117	97	169
慢性心疾患	105	155	187	194	269	319
内分泌疾患	2	0	2	8	2	7
膠原病	91	115	214	226	288	272
先天性代謝異常	4	8	6	9	13	7
アレルギー疾患	39	57	61	57	66	48
先天異常	43	48	62	70	116	106
その他	36	19	63	76	87	66
合計	708	1,009	1,233	1,352	1,706	1,873

＜ワクチン種類別報告数＞

分類	H25	H26	H27	H28	H29	H30
DPT-IPV	13	40	51	50	38	44
DT	26	27	34	26	40	32
DPT	18	0	9	2	0	46
IPV	30	40	60	44	47	73
MR	420	498	478	540	570	544
日本脳炎	20	34	73	67	53	89
BCG	199	374	375	388	366	333
Hib	24	41	60	32	59	72
小児用肺炎球菌	27	39	40	29	46	50
水痘	—	16	212	287	300	323
B型肝炎	—	—	—	0	340	622
高齢者肺炎球菌	—	0	41	47	79	61

※ 複数接種については重複計上